

地域指定種目クラブ統括団体の募集への質問に係る回答

お問合せのありました質問について、下記のとおり回答します。

【補助金について】

	質問事項	回答
1	補助金は、いつまで出してもらえるか。	・補助金については、地域クラブ活動の持続可能な運営を支援するためのものであり、現時点では、選定後の活動状況や国の制度、市の財政状況等を踏まえながら、年度ごとに予算を確保し、必要な支援を行っていくことを想定しています。 ・したがって、現時点で将来にわたる補助期間や補助額を確約するものではありません。 ・そのため、補助金だけに依存することなく、参加費等の受益者負担やその他の収入を組み合わせ、継続的に運営できる収支構造を構築していただくことが基本となります。
2	地域クラブへの移行に伴い、ユニフォーム、ビブス、チーム旗、クラブ名・ロゴ等の新規整備が必要となった場合、これらは補助対象経費として計上できるか。また、ユニフォーム等の個人使用物について参加者負担とすることは可能か。	・地域クラブ活動の実施に直接必要な物品については、事業の実施に必要な経費として取り扱うことが可能です。 ・ただし、補助対象となるかについては、地域クラブ活動としての使用目的、必要性、数量、金額等を踏まえて個別に判断します。 ・なお、ユニフォーム等、特定の参加者が個人的に使用・所有するものについては、原則として参加者の負担とすることが適当です。 ・また、クラブの名称やロゴ等を表示する物品であっても、個人所有となるものについては、原則として、補助対象経費外となります。
3	熱中症対策等について、日常的な飲料は参加者持参を原則とし、統括団体では緊急用飲料、経口補水液、氷、冷却用品等を準備する運用で差し支えないか。また、これらは補助対象経費として計上できるか。	・はい。地域クラブ活動の実施に直接必要となるボール、練習用具、救急用品、水分補給に必要な物品等の消耗品については、活動に必要な経費として計上することができます。

		・ただし、参加者個人が使用・所有するスポーツ用品等については、原則として参加者の負担とし、クラブが活動全体のために共同で使用する物品等と区分して整理してください。 ・補助対象となる経費については、活動との直接的な関連性、必要性、金額の妥当性等を確認した上で判断します。 ・国においても、地域クラブ活動の運営費として消耗品費を主な経費の一つとして示しています。
4	仕様書等示されるブロックマネージャー、エリアマネージャーとは別に、複数エリア・クラブを統括し、市との協議、事業全体の進捗管理、指導者管理、実績報告等を担う「事業統括責任者」を配置し、その人件費を運営経費として計上することは可能か。	・可能です。 ・地域クラブ活動を継続的かつ適切に運営するために必要な事務局機能については、一定の人件費が発生することが想定されます。 ・そのため、事業統括、指導者管理、参加者管理、会計、関係団体との連絡調整等、地域クラブ活動の運営に直接必要な業務を担当する者の人件費については、業務内容及び従事時間等を明確にした上で、必要な経費として計上することが可能です。 ・ただし、団体全体の業務に係る人件費を一括して計上することはできず、地域クラブ活動に係る業務分を明確に区分する必要があります。 ・国の資料でも「事務局人件費」は地域クラブ活動に関わる活動費・運営費として明示されています。
5	給与計算、勤怠管理、労務管理、採用・配置管理、経理、実績報告等について、既存の本部職員が兼務する場合、当該事業への従事割合等に基づいて人件費を運営経費に計上することは可能か。	・可能です。 ・ただし、既存の団体業務と地域クラブ活動に係る業務を明確に区分し、実際の従事時間や業務内容等に基づいて合理的な按分を行うことが必要です。 ・例えば、勤務実績や業務日誌等により、地域クラブ活動に係る業務時間を確認できるようにしていただき、その割合に応じた人件費を計上する方法が考えられます。

		・団体全体の業務のうち、地域クラブ活動に係る人件費以外は、人件費として計上することはできません。
6	市が示しているモデルケースの運営経費はあくまで参考額であり、応募者が必要な人員配置、指導者謝金、管理費、備品費等を積み上げた結果、モデルケースの運営経費を上回る収支計画を提出することも可能という理解でよいのか。	・お見込みのとおり、募集要項においてお示ししたモデルケースの運営経費は参考額であるため、これを上回る収支計画を提出いただくことは可能です。 ・ただし、補助金額は、今後市が示す運営経費の積算根拠を基に統括団体が算出した運営経費から、実際の参加者数から算出した年間の保護者負担金収入総額を差し引いた金額となる予定であるため御留意ください。
7	ブロックごとの運営経費または補助対象額について、上限額は設定されているか。	・運営経費について、上限額は設定していません。 ・ただし、補助金額は、今後市が示す運営経費の積算根拠を基に統括団体が算出した運営経費から、実際の参加者数から算出した年間の保護者負担金収入総額を差し引いた金額となる予定です。
8	実際の参加者数が想定を下回った場合、保護者負担金収入は減少する一方、ブロックマネージャー、エリアマネージャー、指導者等の固定的な運営経費が発生する。この場合、実際に必要となった運営経費を基礎として補助額が算定されるのか。	・参加者数が当初の想定を下回った場合であっても、ブロックマネージャー、エリアマネージャー、指導者等の配置に係る経費など、活動の実施に必要な経費が発生することは想定しています。 ・そのため、補助額については、単純に参加者数のみを基準として算定するのではなく、実際の活動内容や指導者の配置状況等を踏まえ、地域クラブ活動の運営に必要な経費を確認した上で算定することを基本とします。 ・ただし、補助対象経費として認められる範囲や補助額については、事業計画及び収支計画の内容を確認した上で、予算の範囲内で決定します。
9	参加者数の増減、クラブの統廃合・増設等によって当初の収支計画から運営経費が変動した場合、年度途中で補助対象額を変	・年度途中に参加者数の増減やクラブの統廃合・増設等により、当初の事業計画から活動内容や運営経費に大きな変更が生

	更することは可能か。	じた場合には、変更内容を確認した上で、補助対象額の変更について協議することを想定しています。 ・ただし、変更後の経費がすべて補助対象となるものではなく、変更の内容、必要性、補助対象経費への該当性等を確認した上で判断します。 ・また、年度途中の変更については、状況によって、予算確保の必要があることから、変更が見込まれる場合には、できるだけ早期に市へ相談してください。
--	-------------------	---

【運営管理について】

	質問事項	回答
1	実際の募集結果において設定人数の下限を下回った場合、クラブは原則として設置・継続するのか。それとも、他校・他エリアとの統合や設置中止等を行うのか。	・設定した参加人数の下限を下回った場合であっても、直ちにクラブの設置・継続を取りやめるものではありません。 ・まずは、実際の参加人数や活動状況、今後の参加見込み等を確認した上で、活動の継続が可能かを判断します。 ・参加者数が少ない場合には、必要に応じて、他校・他エリアとの合同実施や活動単位の見直し等について、統括団体と協議します。 ・なお、それでも継続的な活動が困難と判断される場合には、活動の統合や休止等を含め、対応を検討します。
2	活動開始後、退会等により年度途中で設定人数の下限を下回った場合、年度末まで活動を継続するのか、年度途中でも統廃合を行うのか、市として想定する取扱いを教えてください。 反対に参加希望者が想定人数を大きく上回った場合、クラブの分割・増設、指導者の追加配置等は可能か。また、それに伴う追加経費は補助対象となるか。	・活動開始後に参加者数が変動した場合についても、参加者数のみをもって直ちに活動の休止・統廃合等を行うものではありません。 ・年度途中で設定人数の下限を下回った場合には、活動の継続性や安全な運営が可能か等を確認した上で、必要に応じて、他校・他エリアとの合同実施や活動単位の見直し等について、統括団体と協議します。 ・一方、参加希望者が想定を大きく上回った場合には、安全かつ適切な指導体制を確

		保する観点から、クラブの分割や活動枠の拡充、指導者の追加配置等を検討することができます。 ・これらに伴い、追加で必要となる経費については、変更後の活動内容や必要性、補助対象経費への該当性等を確認した上で、対応を検討します。
3	指導を希望する教員の方々には、参画してもらいたい思いがあるが、教員の指導者希望を取って、まとめることは可能か。	・教員が地域クラブ活動の指導者として参画することを希望する場合には、本人の希望を踏まえて、地域クラブ活動の統括団体とのマッチングにつなげることを想定しています。 ・なお、教員の地域クラブ活動への参画については、勤務先の学校や任命権者等における兼職・兼業等の取扱いに従う必要があります。 ・市としても、希望する教員が地域クラブ活動の指導者として参画しやすい環境を構築するため、現在、関係者と具体的な調整をしています。
4	現在部活動で活動している市任用職員、有償ボランティア等について、種目別・学校別の人数や配置状況等の情報は、統括団体決定後に提供されるか。 仮に提供があるとして、地域クラブ移行後も同程度の謝金水準を想定しているか。想定があるのであれば、現状の待遇を教えてください。また、統括団体が指導者の経験・資格・専門性や人材確保の難易度等に応じて、独自に謝金単価を設定することは可能か。	・現在の部活動における指導者等の配置状況については、地域クラブ活動への円滑な移行に必要な範囲で、関係者と調整の上、情報提供を行うことを検討します。 ・地域クラブ活動への移行後の指導者謝金については、統括団体において、活動内容、指導者の資格・経験、指導時間等を踏まえて設定することが基本となります。 ・そのため、統括団体が一定の基準を設けた上で、指導者の経験、資格、専門性、人材確保の状況等を踏まえ、謝金単価を設定することは可能です。 ・ただし、市が示す基準額の上限があるため、独自の謝金単価設定に当たっては、このことにご留意ください。 ・なお、現在の部活動における謝金等の取扱いと、地域クラブ活動における謝金は、制度や具体的な従事方法等が異なる場合

		があるため、必ずしも同一の水準となるものではありません。
5	現職教員が地域クラブ指導者として活動する場合、報酬の支払主体、雇用・委嘱等の形態、想定単価について、現時点で想定している考え方があれば教えてください。	・地域クラブ活動に指導者として参画する現職教員については、原則として、地域クラブ活動の統括団体が報酬等を支払うことを想定しています。 ・具体的な雇用・委嘱等の形態については、運営団体において適切に設定していただくことになります。 ・なお、現職教員が地域クラブ活動に従事する場合には、兼職・兼業等に関する関係規定等に従う必要があります。 ・指導者謝金の単価については、市が一律の単価を設定するものではなく、活動内容、指導者の資格・経験等を踏まえて統括団体が設定することを基本とします。 ・ただし、市の補助対象となる謝金については、補助制度上の基準があるので、このことにご留意ください。
6	学校施設・備品を地域クラブが利用する場合、通常使用による故障・経年劣化と、地域クラブ活動中の破損について、修繕・更新費用の負担区分をどのように想定しているか。	・学校施設・備品の利用に伴う修繕・更新費用については、破損等の原因や使用状況を確認した上で、個別に判断することを基本とします。 ・通常の使用に伴う経年劣化等については、原則として施設・備品の管理者側で対応することとなります。 ・一方、地域クラブ活動中に故意又は過失等により施設・備品を破損した場合には、統括団体において修繕等に必要な費用を負担していただく場合があります。 ・具体的な取扱ルールについては、学校施設等の管理者と統括団体との間で、利用開始前に確認することとします。
7	吹奏楽の楽器等、従来の部費によって購入した物品について、地域クラブへの移行後の所有・使用・修繕等はどのように整理する予定か。	・従来の部費によって購入した楽器については、地域クラブ活動への円滑な移行を図る観点から、保護者会等の所有者から市への寄附等により、地域クラブ活動で継続して使用することを基本として整理する

		予定です。 ・市の所有する楽器は、市の所有物として適切に管理し、使用、管理に当たっては、原則、統括団体に行っていただきます。また、修繕等については、前記No.6の記載に準じます。
8	学校が地域クラブの運営主体ではなくなることを踏まえ、施設の開閉、鍵の管理、活動終了時の確認、忘れ物対応等の施設管理業務について、学校・市・統括団体の役割分担をどのように想定しているか。	・学校が地域クラブ活動の運営主体ではなくなった後は、地域クラブ活動に伴う施設の開閉、鍵の管理、活動終了後の確認等について、原則として統括団体が責任をもって行う体制を基本とします。 ・特に、鍵の管理、施設確認、活動終了後の原状回復、忘れ物や施設内の異常の確認・報告等については、統括団体が責任をもって実施できる体制を整備することを想定しています。
9	活動場所への往復については原則保護者責任、活動開始後から終了までについては統括団体の安全管理責任という理解でよい。責任範囲の具体的な境界について教えてください。	・活動場所への往復については、原則として保護者・参加者の責任において行っていくことを基本とします。 ・一方、地域クラブ活動の開始から終了までの活動時間中については、統括団体が安全管理上の責任を負うことを基本とします。 ・ただし、事故等が発生した場合の責任については、事故の発生状況、原因、関係者の行為等を踏まえて個別に判断されるものであり、「活動時間中の事故はすべて統括団体が責任を負う」という意味ではありません。 ・統括団体には、活動中の安全管理、緊急時の対応、指導者への安全管理の徹底等、適切な安全管理体制を整備していただくことを想定しています。
10	大会、公式戦、コンクール、発表会等について、統括団体に求める業務範囲を教えてください。具体的には、参加登録・申込、引率、審判等の役務、用具・楽器運搬、生徒の送迎等について、どこまで統括団体が担うことを	・大会等への参加に関する業務については、統括団体と各地域クラブの役割分担を明確にした上で実施することを想定しています。 ・一方、引率、審判、用具・楽器運搬、参

	想定しているか。	加者の送迎等については、競技・大会等によって必要な対応が異なるため、一律に統括団体がすべてを担うものではなく、各大会規定や運営体制を踏まえて役割分担を決定することを基本とします。 ・特に参加者の送迎については、安全面や責任関係を踏まえ、原則として保護者による対応を基本とし、統括団体等が送迎を行う場合には、必要な安全管理体制を講じる整えることが必要です。
11	2027 年 9 月以降、中体連大会や各競技大会、吹奏楽コンクール等には、学校単位ではなく地域クラブ単位で参加することになるのか。大会参加資格や登録方法について、関係団体との調整状況を教えてください。	・大会等への参加については、各大会・競技団体等が定める参加資格や登録方法に基づいて取り扱われます。 ・地域クラブ活動についても、各大会の参加資格を満たす場合には、地域クラブとして大会等に参加します。 ・市としては関係する競技団体等と必要な調整を行っている最中です。
12	大会参加費、交通費、バス借上費、宿泊費等を参加者から臨時徴収する場合、徴収額・回数等について市が設定する上限または基準はあるか。	・市が一律の徴収額や回数の上限を設定するものではありませんが、実際に必要となる経費を基礎として、参加者に過度な負担とならないよう適切に設定することが必要です。 ・また、保護者等から費用を徴収する場合には、事前に金額、使途、徴収方法等を明確に説明するとともに、徴収後には、徴収した経費の内容や金額等について、市において確認を行います。 ・なお、補助金の対象となる経費については、市の補助制度上の取扱いに従うこととなります。
13	選択指定種目にある種目について、個別認定クラブでの応募があった場合には認定対象となっている。同一エリア内に選択指定種目としての地域指定種目クラブと、個別認定クラブが併存することは可能か。	・市では、個別認定クラブの応募状況を把握した上で、その情報を統括団体に共有し、活動エリアや種目等を踏まえ、統括団体が担う選択指定種目としての地域指定種目クラブとのマッチングや応募のなかった種目の選択など、役割分担について協議します。

		・また、個別認定クラブからの応募がない種目・エリアについては、地域のニーズ等を踏まえ、統括団体に当該種目を担うことが可能か協議するなど、地域全体の活動機会の確保を図ります。
--	--	--

【応募について】

	質問事項	回答
1	提出書類として求めている、納税証明書の市税とは何を指すか。	・提出いただきたい市税の納税証明書は次のとおりです。 ・市民税若しくは法人市民税 ・固定資産税（ない場合は、提出不要）